

消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG等における検討状況

平成26年5月13日
事務局

1 消費者保護ルールの見直し・充実に関するWGにおける検討状況

2 情報通信審議会における検討状況

消費者保護ルールの見直し・充実

- 電気通信サービスの複雑化・多様化を踏まえ、利用者からの苦情・相談の件数が高止まり傾向にある現状に鑑み、従来の延長線上にある自主的な取組だけでは足りず、電気通信事業法における消費者保護ルールを見直すことが必要。
- 具体的には、業界団体による自主基準の遵守不徹底や業界団体未加入事業者の存在等により、自主的な取組による効果が十分に挙げられていないと認められる事項について、法的な枠組等による必要な制度・規律の在り方などを検討することとする。

説明義務等の在り方

- 営業活動に関する自主基準に基づき、自主的な取組が行われているが、高齢者や未成年等への説明が不足との苦情・相談が寄せられている。
- また、自らが契約した契約の内容や相手方の確認が困難であるとの苦情・相談が寄せられている。
- 広告表示に関する自主基準に基づき、自主的な取組が行われているが、通信速度、エリア、サービス等に関する広告が複雑で、利用者から分かりにくいとの苦情・相談が寄せられている。



○ 利用者の知識、経験等に配慮した説明を実現させるため、どのような制度・方策を検討すべきか。（適合性の原則を踏まえた説明の在り方等）



○ 利用者が契約内容等を分かりやすく確認できる環境を実現させるため、どのような制度・方策を検討すべきか。（書面交付の在り方等）



○ 利用者へ分かりやすく誤認しにくい情報や必要となる情報の提供を適切に行うため、どのような制度・方策を検討すべきか。（広告表示等に関する規律の在り方等）

クーリングオフの在り方

- 営業活動に関する自主基準に基づき、自主的な取組が行われている（FTTH・CATVの工事前無償解約）が、勧誘形態やサービスによらないクーリングオフ制度が必要との苦情・相談が寄せられている。



○ クーリングオフについて、電気通信サービスの特性を踏まえ、どのような制度・方策を検討すべきか。（対象とする役務・販売方法、クーリングオフ期間中の利用に係る費用負担の在り方等に留意。）

販売勧誘活動の在り方

- 営業活動に関する自主基準に基づき、自主的な取組が行われているが、代理店等による電話による執拗な勧誘や事実とは異なる説明が行われたとの苦情・相談が寄せられている。



○ 適正な販売勧誘活動を実現させるため、どのような制度・方策を検討すべきか。（販売勧誘活動における禁止行為（再勧誘・不実告知等）、代理店監督体制の強化等の在り方等）

苦情処理・相談体制の在り方

- 業界団体としてのコールセンター設置の必要性について指摘が行われたが、業界団体の検討においては、個社による自主的取組を優先し、コールセンター導入は見送りとなっている。
- 構成員からは、消費者がトラブル解決のために、多大な労力が費やされている状況を踏まえ、適格消費者団体による差止め請求や第三者機関による苦情相談・紛争処理解決等が必要ではないか、という指摘がされている。



○消費者の苦情・相談や紛争を効果的に解決する仕組みについて、どのような制度・方策を検討すべきか。

通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等

- 通信サービスの料金その他の提供条件については、携帯電話の販売奨励金が長期利用者にとって不公平なものとなっていないか、現行の料金体系が利用者の多様な利用実態に合致していないのではないかと、といった指摘がされているところである。そこで、これらのICTサービスの進展に応じた新たな課題について個別に検討することとする。

販売奨励金等の在り方

- 構成員からは、携帯電話事業者の巨額のインセンティブにより消費者を囲い込んでいることにより、競争がいびつになっているのではないかと、という指摘がされている。
- 構成員からは、長期契約者が原資を出す形で多額のインセンティブが払われる形で、携帯電話事業者をどんどん変える人が得をしているのではないかと、という指摘がされている。



○適正な販売奨励金等の在り方について、どのような制度・方策を検討すべきか。



○特に、携帯事業者を頻繁に変える人と長期契約者との間の公平性について、どのような制度・方策を検討すべきか。

利用者のニーズを踏まえた料金体系の実現

- 情報通信審議会において、委員からは、携帯電話事業者はどのプランも同じであるため、サービスの価格や機能に対する選択肢を利用者のニーズを踏まえることが必要との指摘がされている。



○携帯電話事業者による多様なユーザのニーズや利用状況に応じた多様で利用しやすい料金体系の提供を実現させるため、どのような制度・方策を検討すべきか。

消費者保護ルールの見直し・充実関係①

【説明義務の在り方】

- 適合性の原則に立った視点に基づいた検討が必要。シニアスマホユーザーの課題として、端末操作・設定ができない、料金が高い、セット販売がひどい点が挙げられる。電気通信事業者には、レ点商法をやめてもらいたい。
- 自らの契約内容の確認がしづらく、契約内容を簡単に確認できる仕組みの構築や周知が必要。
- オプション契約について、一定期間内無料であるが、数ヶ月たつと有料となり、思わぬ額の請求になる場合がある。無料期間終了後に使用されていないオプション契約の取扱いについて、検討が必要。

【販売勧誘の在り方】

- 不要なオプションやセット販売の強制的な勧誘、複雑な代理店構造により、利用者が誰と契約しているか分からないことが問題となっている。
- 電気通信事業者から代理店に支払われる手数料体系が変わらなければ、代理店を通じた過度な販売勧奨とトラブルはなくなるため、電気通信事業者による代理店管理手法について、検討が必要。

【クーリングオフの在り方】

- 電気通信サービスの特性を踏まえ、クーリングオフの対象やクーリングオフ期間中の使用料の取扱いなどの検討が必要。
 - カタログデータ等々を全部確認して購入したとしても、自宅で電波の状況が悪くて使えないというようなこともあり得るため、そういうことも踏まえた検討が必要。
 - 契約してから間もない時期に契約解除希望が多数寄せられる状況は問題であり、特定商取引法と同様に、訪問販売・電話勧誘販売等の取引形態に応じたクーリングオフに加え、店舗購入の場合についても検討が必要。
 - 工事費等初期費用が必要なサービスと必要ではないサービスを区別した検討が必要。
 - EU消費者権利指令等を参考に、試用期間としてのクーリングオフといった視点からの検討が必要。
- 説明義務による負担とクーリングオフ導入に伴う負担のどちらも負担であるという意見もあるが、利用者の観点からすれば、利用者を契約から簡単には離脱させないという意見とも捉えられる。両者の負担のどちらが大きいかを冷静に計算することも必要。
- クーリングオフや契約の取消しに限らず、より柔軟な契約の解除や費用負担の調整を行う解約ルールの検討も必要。

これまでのWGにおける構成員からの主な意見②

消費者保護ルールの見直し・充実関係②

【苦情処理・相談体制の在り方】

- 検討の必要性が指摘された業界コールセンター設置の見送りについて、問題を起こしている事業者とそうでない事業者で温度差があるほか、業界団体に未加入の事業者もあり、自主的取組では進まないところがある。自主的取組でなかなか進まないところは、ADR(裁判外紛争解決手続)の検討も含め、電気通信事業法のルールとして、明確化して検討することが必要。
- 他の業界(金融等)では、ADRの組織を設けて、紛争の処理や苦情・相談に当たるということが、ほぼできてきている。電気通信事業の領域も相当大きな規模となっており、他業種とのバランスからいっても、自らの業界で苦情処理等ができる体制を検討することが必要。
- 自主基準の実効性を保つため、事業者が自主基準を遵守するよう、しっかりとしたコミットメントを行う仕組みを検討することが必要。

通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等関係

【販売奨励金】

- 消費者保護ルールも、問題の根本は、事業者の巨額のインセンティブにあるのではないかと考えられる。これにより消費者を囲い込んでいるところに問題の本質がある。この結果、競争がいびつになっている。
- キャリアを移れば端末一台につき6万とか7万のキャッシュバックがあり、その原資がどこから出ているのかを考えると、長く契約している人が損をするような構造はおかしい。
- 携帯電話事業者から代理店に対する販売奨励金が、利用者への過剰なキャッシュバック等に使われている状況は、利用者間の不公平性の拡大やMVNOの新規参入・成長を阻害している等の弊害があり、何らかの規制が必要。

【利用者のニーズに合った料金体系の実現】

- スマートフォンで7GBまでデータ通信の利用をしているユーザがどれくらいいるのか。平均的には1GBか2GBぐらいしか利用していないところであり、ニーズに応じた料金体系が必要。
- 長期契約者への優遇、データ通信低利用者向けプラン等、利用者のニーズに合致した多様な料金体系の導入について検討が必要。

消費者保護ルールの見直し・充実関係①

【クーリングオフの在り方】

- ◇ 電話勧誘販売、訪問販売は、電気通信事業法において、特定商取引法と同レベルの消費者保護規定（契約時の書面交付義務、クーリング・オフ規定等）を導入を要望。また、店舗販売であっても、書面の不交付や適合性の原則を無視した勧誘、事業者の不実告知又は事実不告知等により消費者が誤認して契約の意思表示することが多いことに鑑みて、適切な行為規制や解約に関する規定の導入を要望。【国民生活センター】
- ◇ 電気通信サービスの勧誘において、電話勧誘販売、訪問販売では、特定商取引法と同等の消費者保護の規定が必要。光回線、CATVの契約においては、工事前の無償契約解除の継続を希望。また、つながらない等のトラブルを避けるために、速度、接続可能エリアかを事前に試すことができる機会が必要。店舗販売のトラブルをなくすため、詳細な契約書と契約内容が一覧で記載された分かりやすい書面交付が必要。【全国消費生活相談協会】
- ◇ 開通工事コストや原状復帰コスト等の負担の在り方や、インバウンド販売（家電量販店等）も対象とした場合、悪意のある消費者を助長させない仕組み作りの考慮が必要。【NTT東日本】
- ◇ クーリング・オフの起算点・期間について、特商法等の「契約書面受領日から8日間」が仮に適用された場合、クーリング・オフ期間内の開通工事を控えることにより、早期にご利用したいというお客様の希望に沿えなくなる可能性や、家電量販店等の「光回線」の販売は、消費者に広く認知されており、広告物等で、事前に検討して判断する機会を得ている場面も多く、不意打ち性が高いとは言い難いことなどを配慮の上、検討願います。【NTT西日本】
- ◇ 契約以後における利用環境の不満を減じることができるよう、事前にサービスエリアを確認できる仕組みを検討中。【NTTドコモ】
- ◇ 電気通信事業法にクーリングオフ制度を導入する場合には、特定商取引法とのバランスを考慮し、平仄を合わせて慎重に議論いただきたい。特に、①クーリングオフ期間の起算日、②特定商取引法でも、原則、クーリングオフの適用のない「店舗販売」、「通信販売」という販売形態への導入について、留意していただきたい。【KDDI】
- ◇ クーリングオフ相当の検討を行う場合には問題の性質に対応した最適解を採用すべきで、店舗販売については説明の徹底（強化）に加え、業界内でのエリア検証等の返品プログラムやお試しサービス（機器貸与）・適合性原則強化（サンキューコールなど）の取り組み等が考えられる。また、消費者保護ルール設計に当たっては、受付・処理時間の長時間化、サービスのデグレード、ルールの悪用等について、十分な配慮が必要。【ソフトバンク】
- ◇ 不意打ち性の高い訪問販売、電話勧誘などのチャネル並びに利用者種別も考慮し、特商法との整合性を図りつつ慎重に検討することが適当。対面販売チャネルについては、モバイルの特性への配慮や利用者が選択可能となるメリットがあることも視野に入れ、業界として各事業者が創意工夫したお試しサービスを導入することが効果的。【イーアクセス】
- ◇ 回線契約に付随する物販及びサービスの解約（端末、オプションサービス、アフリエイト、アクセサリー）は、回線契約と一体であり、解約による販売代理店の負担増大。説明事項の増加、説明時間の長時間化の傾向は既に発生しており（説明が多岐、サービスの多様化複雑化）、端末の機能等を含めすべてを説明できるか、お客様に100%理解いただけるかについて課題が残る中で、店舗の説明方法に責任が集中することを懸念。また、クーリングオフに伴う返品商品は再販できないため、端末仕入価格が損失となり、通信事業者の支援が得られなければ代理店の経営に影響。【ティーガイア】
- ◇ ユーザー視点から、「不意打ち性」がある販売形態にはキャンセルの対応をすべきだが、「試用期間としてのクーリングオフ」の導入は、クーリングオフに伴うコストをどのように（誰が）負担するのが公平なのか、悪意のある利用者をどのように防ぐのかなど、事業に与える影響が大きく、慎重な議論が必要。【テレコムサービス協会MVNO委員会】

消費者保護ルールの見直し・充実関係②

【クーリングオフの在り方】

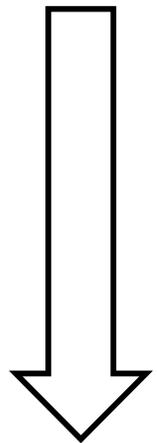
- ◇ ケーブルテレビ業界は、これまで自主的な取組において、消費者保護に成果を上げているため、営業活動に対する法的措置の検討においては、業種別や個々の商品品目等での、ケーブルテレビ事業者が取り扱うサービスの適用除外の検討を要望。【ジュピターテレコム】
- ◇ 訪問販売と電話勧誘販売については、クーリングオフの導入はやむを得ないが、起算は契約時とし、サービスと端末を分離し、サービスについてのみ適用し、かつクーリングオフまでにすでに利用した分の通信費については利用者が負担することが必要。【日本インターネットプロバイダー協会】
- ◇ 「Try WiMAX」により、使ってみないとエリアや速度が実感できない「モバイル通信」の特性に対応しており、一律的なクーリングオフではなく、「試用の機会の提供」も許容していただきたい。また、「試用の機会の提供」は「試用機会の存在の告知義務」とセットとすることで、必要な消費者が確実に試用することが可能。【UQコミュニケーションズ】

通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等関係

【販売奨励金・利用者のニーズに合った料金体系】

- ◇ 販売奨励金については業務を委託する上で代理店に支払っているものであるが、行き過ぎたキャッシュバック等は是正すべきものと考えており、最近では沈静化しているものと認識。また、ライフステージに合わせて、長くお使いいただいたお客様の声にも対応した新料金プランを4月10日に発表(6月1日より提供開始予定)。【NTTドコモ】
- ◇ 競争環境の中、販売奨励金については、適正なものとなるよう心がけていく。今後も、お客様にご理解いただけるよう分かりやすさを心がけつつ、多様なニーズに応じてサービス、割引を選択していただけるよう努めていく。【KDDI】
- ◇ 販売奨励金は、スマホの普及に寄与(移行に伴う負担感軽減)する一方で、利用者間の不平等感・販売勧誘の問題となっていると認識。【ソフトバンクモバイル】
- ◇ 利用者ニーズに合ったシンプルな料金体系、仕組みを導入予定。【イーアクセス】
- ◇ MNPキャッシュバック施策の沈静化により総販売数は減少するが、市場が健全に維持されることは代理店にとっても望ましい姿である。長期利用者への優遇施策等で機種変更促進による総販市場の活性化が期待される。【ティーガイア】
- ◇ MVNOは利用者ニーズに合わせた様々な料金体系を実現。3キャリアによる行き過ぎた販売奨励金、キャッシュバックは、MVNOの市場参入を困難なものとしており、移動通信市場の健全な発展を阻害。行き過ぎた販売奨励金、キャッシュバックは規制すべき。適切な基準およびチェック機構の設置が必要。行き過ぎた販売奨励金、キャッシュバックを抑制するためにも、通信サービスも端末も適正な対価を支払い、端末と通信を自由に選べるような環境にしていくべきで、SIMロック解除を推進することが必要であり、「SIMロック解除ガイドライン」(2010年6月)の適切な見直しが必要。【テレコムサービス協会MVNO委員会】
- ◇ 代理店での電気通信サービスと特定商品の値引き販売は、代理店において実施している施策であり、電気通信サービスとして規制を加えることは難しいと認識。また、過度な販売奨励金は好ましくないと認識。【日本インターネットプロバイダー協会】

- ① 2月28日 現状と課題
- ② 3月20日 ヒアリング (国民生活センター)、苦情・相談分析、主要検討項目
- ③ 4月17日 ヒアリング (全相協、関係事業者)
- ④ 24日 ヒアリング (関係事業者)、個別論点検討 (クーリングオフ)
- ⑤ 5月22日



個別論点検討

※ 必要に応じ、「通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等」に特化したアドホック会合を開催予定。

○ 6～7月頃

取りまとめ (中間)

- 消費者保護ルールの見直し・充実及び通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等について、現状を把握するため、関係事業者・団体等に対し公開でヒアリングを実施。

	団体・事業者名	日程
1	独立行政法人国民生活センター	3月20日
2	公益社団法人全国消費生活相談員協会	4月17日
3	東日本電信電話株式会社	
4	西日本電信電話株式会社	
5	株式会社NTTドコモ	
6	KDDI株式会社	
7	ソフトバンクモバイル株式会社	
8	イー・アクセス株式会社	
9	株式会社ティーガイア	
10	一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会	
11	株式会社ジュピターテレコム	
12	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	
13	UQコミュニケーションズ株式会社	

主査	新美 育文	明治大学法学部教授
主査代理	平野 晋	中央大学総合政策学部教授
	相田 仁	東京大学大学院工学研究科教授
	北 俊一	株式会社野村総合研究所上席コンサルタント
	木村 たま代	主婦連合会
	近藤 則子	老テク研究会事務局長
	齋藤 雅弘	弁護士
	宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	関口 博正 (※)	神奈川大学経営学部 教授
	長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長
	原田 昌和	立教大学法学部教授
	舟田 正之 (※)	立教大学名誉教授
	明神 浩	電気通信サービス向上推進協議会事務局長
	森 亮二	弁護士
	若林 亜理砂	駒澤大学法科大学院法曹養成研究科教授

オブザーバ

- 一般社団法人電気通信事業者協会、
- 一般社団法人テレコムサービス協会、
- 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、
- 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

敬称略、座長・座長代理を除き50音順
 (※)は、通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等に特化したアドホック会合にのみ参加

- 1 消費者保護ルールの見直し・充実に関するWGにおける検討状況
- 2 情報通信審議会における検討状況

2020年代に向けた情報通信政策の在り方

－世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて－

1 背景

- 「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)等では、「世界最高水準のIT社会の実現」のための世界最高レベルの通信インフラの整備が掲げられており、その実現のために必要な制度見直し等の方向性について、2014年中に結論を得るとされている。
- 以上を踏まえ、2020年代に向けた情報通信の発展の動向を見据えた上で時代に即した電気通信事業の在り方の検討を行い、世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展による経済活性化・国民生活の向上を実現するため、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」について情報通信審議会に諮問。

2 検討体制

情報通信審議会に「2020-ICT基盤政策特別部会」を、特別部会の下に「基本政策委員会」を設置して、審議

3 検討事項

(1) 2020年代に向けた情報通信の展望

－2020年代に向けた情報通信の利活用、技術、新サービス・産業等の動向等を踏まえた情報通信の展望を検討

(2) 情報通信基盤を利用する産業の競争力強化のための電気通信事業の在り方

－料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し等を検討

(3) 情報通信基盤の利用機会の確保や安心・安全の確保のための電気通信事業の在り方

－時代に即したユニバーサルサービス制度の見直しや、利用者視点を踏まえた消費者保護ルールの充実等を検討

日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)

第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン

4. 世界最高水準のIT社会の実現

④ 世界最高レベルの通信インフラの整備

圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラを有線・無線の両面で我が国に整備することで、そのインフラを利用するあらゆる産業の競争力強化を図る。このため、情報通信分野における競争政策の更なる推進等により、OECD 加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す。

○ 料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し

- ・NGN(Next Generation Network)のオープン化やモバイル市場の競争促進を含めた情報通信分野における競争政策についての検証プロセスを本年夏から開始し、今年度中に検討課題を洗い出す。この結果を踏まえ、電気通信事業法等の具体的な制度見直し等の方向性について、来年中に結論を得る。

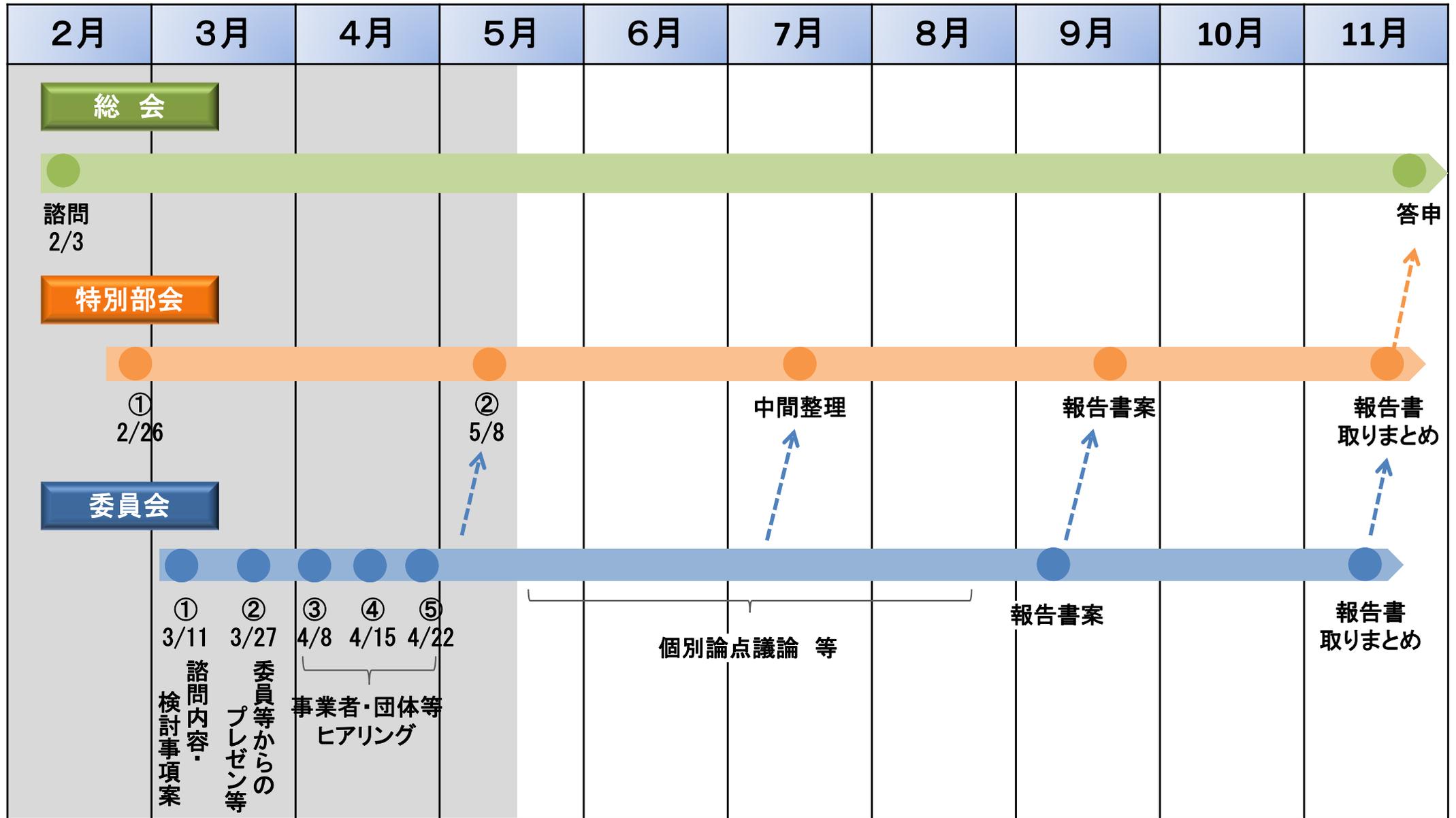
電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成23年11月施行)

附 則

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

検討スケジュール



1. 消費者保護ルールの見直し・充実関係

※ ○は委員からの意見、◇は事業者・団体等からの意見

- サービスに関する苦情・相談の増加・高止まりやサービスや料金の複雑化等を踏まえ、利用者に対する説明や苦情・相談体制の充実等の**消費者保護ルールの見直し・充実が必要**。【特別部会・山根委員、基本政策委員会・長田委員等】
- スマートフォンの料金がどういう構成になっているのか全然わからない。**消費者への説明をきちんとすべき**。また、相談しようと思っても電話が繋がらないなど**相談しづらい現状は問題**。【特別部会・木場委員、知野委員等】
- ◇ 店頭におけるクーリングオフ制度等を導入すると、付随する物販・サービスがキャンセルになる対象にあることや、説明事項の増加等、販売店の負担が増大する懸念がある。【ティーガイア】

2. 通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等関係

① 過剰なキャッシュバック等による競争状況への対応

- 主要事業者・グループの競争は、**新規の利用者を取り合い囲い込むだけの競争ばかりが激しく**、また、協調的寡占の色彩が強い。【特別部会・新美委員、基本政策委員会・舟田委員等】
- 料金は完全な競争であり、海外との競争も踏まえ、法律等による措置ではなく、**きちんとした秩序を持たせるようにすべき**。【基本政策委員会・江崎委員、辻委員】
- ◇ 過剰すぎるキャッシュバック等の販売奨励金慣行は、後発事業者やMVNOに不利であり、サービス競争へ影響があることから、**抑制のためのルール化の検討が必要**。【イー・アクセス】
- ◇ モバイル市場のみならず、**固定通信市場においても、インセンティブなどの資本力での競争ではなく、サービスとして獲得競争をすべきであり、高額なインセンティブによる加入誘導を制限すべき**。【ジュピターテレコム】

② 利用者のニーズに適した多様なサービス、多様な料金体系の実現に向けた環境整備の在り方

- スマートフォン用の主要な通信料金は各社一律となっており、**利用実態とも乖離。利用者のニーズに応じた納得感のある料金体系が必要**。【特別部会・木場委員等】
- 主要事業者・グループ間において、**利用者のニーズに応じた多様なサービスや料金プランを実現し、利用者の選択肢を多くすることが必要**。【総会・服部委員等】
- ◇ 定額料金の実現は、自網内トラフィックが多く自網が位への接続料の支払いが少ない独占事業者が構造的に有利であることから、互いに支払いを行わない「**ビル&キープ**」又は「**ぶつ切り制**」を導入すべき。【イー・アクセス】
- ◇ 事業者は、利用者ニーズに合わせた料金プランを提供しており、通信料金は低廉化している。【NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク等】

③ 端末とサービスとの切り分け等による適切な競争環境の在り方

- キャッシュバックをしても囲い込みができないようにするため、SIMロック解除や、2年縛りをやめさせるなど、**端末とサービスとの間を切り分け囲い込みができなくなる施策を検討すべき。**【基本政策委員会・新美委員等】
- ◇ 端末の割賦販売と毎月の利用料金から端末代金相当額を差し引く制度は、**利用者に分かりにくく、独立した端末市場の確立を長期的に阻害。**【日本インターネットプロバイダー協会】
- ◇ スマートフォンはグローバルな存在であり、世界的にも特定のキャリアのSIMにロックしないのがトレンド。**SIMロックは端末を特定のネットワークに縛り付け、利用者の利便性を阻害。**【日本インターネットプロバイダー協会】
- ◇ 移動通信市場の競争活性化と拡大には、利用形態に合わせて通信/機器の選択を可能にすることが重要であり、そのために**SIMロック解除等の推進や、SIMフリー市場の構築が必要。**【イー・アクセス、テレコムサービス協会】
- ◇ 端末販売については、利用者の利便に十分配慮した仕組みとし、SIMロック解除を一律に実施するなど、**規制を強め端末購入に際しての選択肢を狭める施策は望ましくない。**【情報通信ネットワーク産業協会】